

時間外投げ込み

令和4年8月9日

報道機関各位

青森県健康福祉部健康福祉政策課

令和4年8月3日からの大雨による災害にかかる 災害救助法の適用について

令和4年8月3日からの大雨による災害に対して、下記のとおり災害救助法(昭和22年10月法律第118号)を適用しましたので、お知らせします。

記

- 適用期日 令和4年8月9日
- 適用区域 弘前市、五所川原市、つがる市、平川市、東津軽郡外ヶ浜町、西津軽郡鰺ヶ沢町、西津軽郡深浦町、中津軽郡西目屋村、南津軽郡藤崎町、南津軽郡大鰐町、南津軽郡田舎館村、北津軽郡板柳町、北津軽郡鶴田町、北津軽郡中泊町

報道機関用提供資料連絡先	
担当課・担当者	健康福祉政策課総務グループ 担当 中嶋GM
電話番号	内線 6207 直通 017-734-9276
報道監	健康福祉部 工藤次長 内線 6201